

あなたの未来を強くする



# 確定給付企業年金 業務概況の周知資料作成の手引き



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。  
お電話の際は、証券番号をあらかじめご確認くださいませようお願いします。

年金サービス室 財政グループ

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時

（祝日・12/31～1/3を除く）

 0120 - 307876

# 1. 業務概況の周知（加入者への周知義務について）

確定給付企業年金法（以下、「DB法」と言います。）第73条およびDB法施行規則第87条において、確定給付企業年金に係る業務の概況を、加入者に対して年1回以上周知することが必要とされており、周知すべき事項および周知方法について以下のとおり定められています。

## a. 周知すべき事項（DB法施行規則第87条第1項）

- ①給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- ②加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- ③給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- ④事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- ⑤積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- ⑥積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- ⑦基本方針の概要
- ⑧調整率の推移その他調整率に関する事項（リスク分担型企業年金を実施する事業主等に限る）
- ⑨その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

## b. 周知方法（DB法施行規則第87条第2項）

- ①常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- ②書面を加入者に交付する方法
- ③電磁的記録媒体に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- ④電子情報処理組織を使用し、加入者に提供する方法（電子メールでの情報提供・ウェブサイトやクラウドへの掲載等）
- ⑤その他周知が確実に行われる方法

### 【年金受給者、待期者等に対する業務概況の周知について】

加入者以外で事業主が給付の義務を負っている方（年金受給者、待期者）についても業務概況の周知を行うよう努めなければならない（努力義務）とされています。

# 2. 業務概況の周知（具体的な対応事例）

作成した業務概況の周知資料を用いて周知を行います。

\* ひな型をご用意しておりますので、ご入用の際は住友生命あてご連絡ください。

業務概況の周知資料作成にあたっては、次頁以降（作成要領）をご参照ください。

従業員各位

確定給付企業年金の業務概況について  
(●●年度)

**見本**

年 月 日

(担当: )

(連絡先: )

当社で実施しております確定給付企業年金制度の●●年度(●●年●月●日～●●年●●月●●日)概況について従業員の方々に告知いたします。

**a**

### 1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

<標準モデル(モデルとなるケースは各給付種類毎に記載のとおり)>

給付の種類	標準的な額		受給権	受給方法
	年金(千円/月)	一時金(千円)		
【モデルケース:例】入社時年齢●●歳、●●歳 定年退職			次のいずれにも該当したとき 1. 加入者期間が20年以上 2. 年齢が60歳に達したとき	・年金または一時金を選択 ・年金を選択した場合の受給期間は10年
老齢給付金	●●●	●●●		
【モデルケース:例】入社時年齢●●歳、●●歳時 死亡			【年金】 ・加入者期間が20年以上である加入者 ・老齢給付金の受給者および脱退一時金の繰下げの申出をしている者	【年金】 ・年金または一時金を選択 ・年金を選択した場合の受給期間は10年 からすでに支給を受けた期間を控除した期間
遺族給付金	●●●	●●●	【一時金】 ・加入者期間が1年以上20年未満である加入者	【一時金】 ・一時金
【モデルケース:例】入社時年齢●●歳、●●歳時 自己都合退職			・加入者期間が1年以上20年未満である加入者で、加入者の資格を喪失したとき ・60歳未満かつ加入者期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき	・一時金
脱退一時金		●●●		

※赤字の部分は年金制度によって異なりますので、規約を確認の上ご記入ください。

**d**

**b**

### 2. 加入者の数及び事業主が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況

(1) 加入者の数

加入者数	●●人
------	-----

(2) 事業主が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況および受給権者の数

給付の種類	給付金額		件数
	年金	一時金	
老齢給付金	●●●千円	●●●千円	●性
	●●●千円	●●●千円	●性
脱退一時金	●●●千円	●●●千円	●性
遺族給付金	●●●千円	●●●千円	●性
	●●●千円	●●●千円	●性

**e**

**c**

### 3. 事業主が資産管理運用機関に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況

(1) 掛金額

項目	金額	備考
標準掛金	●●●●千円	給付に要する費用に充てるため、将来にわたって平準的に拠出すべき掛金
特別掛金	●●●●千円	過去勤務債務にかかる費用に充てるために拠出する掛金
合計	●●●●千円	

**f**

(2) 納付時期

毎月の掛金を翌月末日までに納付しています。

**g**

### 4. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立状況

積立資産額(積立額)	●●●●千円	●●●●月●●日 現在の資産残高
許容繰越不足金	●●●●千円	責任準備金に対する純資産額の不足額が当該許容繰越不足金を超えると、財政再計算を行い掛金率の見直しを行う必要があります。
責任準備金	●●●●千円	将来支払うべき年金給付の予想額の現価から今後払込予定の掛金の現価を控除した額で、将来の給付を賚るために現時点に必要な積立額。
最低積立基準額	●●●●千円	制度を終了した場合に、加入者や受給者等の過去の加入期間に見合った給付の予想額を確保するために現時点に必要な積立額。

■ 将来の年金給付を確かなものとするために、毎年度資産の積立状況についてチェックを行います。

<継続基準の財政検証・財政再計算要否の判定>

確定給付企業年金制度が今後も継続していくことを前提として年金給付に必要な積立金が確保されているかどうかを責任準備金に照らして検証します。基準を満たさない場合かつ不足額が許容繰越不足金を超える場合は財政再計算を行い掛金率の見直しを行います。

<非継続基準による財政検証>

仮に確定給付企業年金制度が当年度末時点で終了した場合に、年金給付に見合う積立金があるかどうかを最低積立基準額に照らして検証します。

### ■ 財政検証結果

区分	計算方法	当社の積立水準	基準値
継続基準	純資産額÷責任準備金	●●●	1.00以上
財政再計算要否	(純資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金	●●●	1.00以上
非継続基準	純資産額÷最低積立基準額	●●●	1.00以上

### 5. 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況

積立金の運用収益(時価ベース収益)	●●●千円
-------------------	-------

<資産構成割合>

(単位:百万元、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額								
構成割合								

### 6. 基本方針の概要

#### 7. その他本制度の事業に係る重要事項

その他本制度の事業に係る重要事項に該当するものではありません。

以上

# 業務概況の周知資料 作成要領

前頁 **a** ~ **g** の事項についての作成要領を以下に記載しています。

	項目名	記載内容	参照資料
<b>a</b>	1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計	「年金規約」の定めにより給付の種類ごとの給付額が算出できます。標準的な給付の額は、支払実績等の平均値ではなく、お客さまが設定された（加入者に周知させたい）勤続年数や基準給与等のモデルケースにおいて算出される給付額です。	「年金規約」
<b>b</b>	2. 加入者の数及び事業主が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況	(1) 加入者数 ⇒「事業報告書」の「1. 適用状況」の「加入者数」欄に記載しています。  (2) 事業主が支給した給付の種類ごとの給付の額 その他給付の支給の概況および受給権者の数 ⇒「事業報告書」の「2. 給付状況」欄に記載しています。	「事業報告書」
<b>c</b>	3. 事業主が資産管理運用機関に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況	(1) 掛金額 ⇒「事業報告書」の「3. 掛金拠出状況」欄に記載しています。  (2) 納付時期 ⇒「年金規約」の「掛金（掛金の納付）」に記載しています。	「事業報告書」 「年金規約」

# 業務概況の周知資料 作成要領

	項目名	記載内容	参照資料
d	4. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況	「決算に関する報告書（様式C7-イまたはウ）」に記載しています。 「■財政検証結果」は「財政決算の概要」1頁に記載しています。	「決算に関する報告書（様式C7-イまたはウ）」 「財政決算の概要」
e	5. 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況	「積立金の運用収益（時価ベース収益）」 ⇒「財政決算の概要」の「5. 運用利回り」欄に記載しています。  「〈資産構成割合〉」 ⇒「事業報告書」の「5. 資産運用状況（2）資産別残高及び資産構成割合」欄に記載しています。 * 住友生命以外に資産管理運用機関がある場合は、各資産管理運用機関から報告のあった金額も併せてご確認ください。 （住友生命は各資産管理運用機関の数値は把握していません。）	「事業報告書」 「財政決算の概要」

# 業務概況の周知資料 作成要領

	項目名	記載内容	参照資料
	6. 基本方針の概要	<p>「運用の基本方針」を参考に、運用の基本方針の概要を記入してください。</p> <p>《一般勘定・特別勘定共通 記入例》            [年金資産の運用の目的・運用目標]            年金資産の運用の目的は、加入者および受給者に対する年金給付および一時金給付等の支払いを将来にわたり確実にを行うため、許容できる運用リスクのもとで、長期的かつ安定的に可能な限りの総合収益を上げることにある。目標とする収益率は、少なくとも将来にわたって健全な年金制度を維持するに足るだけの収益を確保するものとする。</p> <p>* 運用状況によって以下文言を追記してください。</p> <p>《一般勘定のみの場合》            ⇒当社においては、リスクの小さい元本確保型の生命保険一般勘定契約への全額投資が合理的であり、それに応じた運用を行うこととする。</p> <p>《特別勘定ありの場合》            ⇒年金資産の運用にあたっては、策定した政策的資産構成割合を基本とし、収益率とそのリスク特性が異なる複数の運用資産に分散投資し、将来にわたる資産および負債の変動予測を踏まえ、資産と負債を総合的に管理する。</p>	「運用の基本方針」
	7. その他本制度の事業に係る重要事項	通常ございません。資産運用委員会を設置している場合は、その議事の概要を記入してください。	—

---

あなたの未来を強くする



お届けしたのは・・・

●本冊子は法令および各地方厚生（支）局からの指導事例等に基づき作成していますが、内容は令和6年1月現在のものであり今後変更になることがあります。

---